

一般社団法人 札幌地区サッカー協会

定 款

目 次

第 1 章	総則（第 1 条～第 2 条）
第 2 章	目的及び事業（第 3 条～第 4 条）
第 3 章	会員（第 5 条～第 1 1 条）
第 4 章	社員総会（第 1 2 条～第 2 3 条）
第 5 章	役員（第 2 4 条～第 3 2 条）
第 6 章	理事会（第 3 3 条～第 4 1 条）
第 7 章	会計（第 4 2 条～第 4 5 条）
第 8 章	定款の変更、合併及び解散等（第 4 6 条～第 4 9 条）
第 9 章	専門委員会等（第 5 0 条）
第 1 0 章	事務局（第 5 1 条）
第 1 1 章	情報公開及び個人情報の保護（第 5 2 条～第 5 3 条）
第 1 2 章	公告の方法（第 5 4 条）
第 1 3 章	附則（第 5 5 条～第 5 8 条）

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人札幌地区サッカー協会(以下「本協会」という。)と称し、英文では、Sapporo Football Association(略称をSFA)と表示する。

(主たる事務所)

第 2 条 本協会の主たる事務所を、札幌市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本協会は、札幌市、江別市、石狩市、当別町及び新篠津村(以下「札幌地区」という。)におけるサッカー界を統括し代表する団体として、教育、スポーツ等を通じて道民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) サッカーの普及・振興のために行う各種競技会等の主催、主管又は後援に関する事業。
- (2) サッカーの競技力向上のため競技者、指導者及び審判員の育成・強化に関する事業。
- (3) 札幌地区を代表するチーム及び役員、選手の選定並びに派遣に関する事業。
- (4) 公益財団法人日本サッカー協会並びに公益財団法人北海道サッカー協会に加盟登録するチーム、選手、指導者、審判員及び審判指導者の登録申請並びに承認に関する事業。
- (5) 公式競技会及びその他の試合の記録の作成及び保存に関する事業。
- (6) サッカーを広く普及・啓発するための広報活動に関する事業。
- (7) スポーツ施設の管理運営の受託に関する事業。
- (8) 本協会の表彰に関する事業。
- (9) その他、本協会の目的を達成するために必要な事業。

第 3 章 会 員

(会員の構成)

第 5 条 本協会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正 会 員 本協会の目的に賛同して入会した個人又は団体。
- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するために入会した個人又は団体。

(入 会)

第 6 条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(会費等)

第 7 条 本協会の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める会費等を納入しなければならない。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 死亡し、又は解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 本協会は、会員が前3条の規定に基づきその資格を喪失しても、既に納付した会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第 4 章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 本協会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第15条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、原則として会長がこれに当たる。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散及び残余財産の処分
 - (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
 - (6) その他法令又はこの定款で定める事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条第1項に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代 理)

- 第20条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を本協会にあらかじめ提出しなければならない。

(決議・報告の省略)

- 第21条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
- 2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第22条 社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第11条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から 10年間主たる事務所に備え置く。

(社員総会規則)

- 第23条 社員総会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第 5 章 役 員

(役 員)

- 第24条 本協会に、次の役員を置く。
- (1) 理事 30名以上45名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、若干名を副会長、1名を専務理事、若干名を常務理事とする。
 - 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長のうち1名及び専務理事を業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事並びに代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。
 - 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。)である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
 - 5 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事又は使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第28条 本協会の理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第24条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第29条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

- 第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(名誉会長及び顧問)

- 第31条 本協会に、名誉会長及び顧問若干名を置くことができる。
- 2 名誉会長及び顧問は、学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
 - 3 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、理事会において意見を述べることができる。
 - 4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

- 第32条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする本協会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本協会との取引
 - (3) 本協会がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本協会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第 6 章 理 事 会

(構 成)

- 第33条 本協会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

- 第34条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事並びに代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
 - (4) 名誉会長及び顧問の選任及び解任
 - (5) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
 - (6) 規則の制定、変更及び廃止
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本協会の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

(開 催)

第35条 通常理事会は、毎年定期に、年4回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から、一般法人法第100条に規定する場合において必要があると認めて、会長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招 集)

第36条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第2項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第37条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決 議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第15条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、会長及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第 7 章 会 計

(事業年度)

第42条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。ただし、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の不分配)

第45条 本協会は、剰余金の分配を行わない。

第 8 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

- 第46条 この定款は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。
- 2 本協会が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第47条 本協会は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解 散)

第48条 本協会は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第49条 本協会が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 専門委員会等

(専門委員会等)

- 第50条 本協会の事業を推進するため必要があるときは、理事会はその決議により、専門委員会その他の委員会を設置することができる。
- 2 専門委員会等の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 事 務 局

(事務局)

- 第51条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 1 1 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第52条 本協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第53条 本協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第 1 2 章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 本協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 1 3 章 附 則

(最初の事業年度)

第55条 本協会の設立初年度の事業年度は、本協会成立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立時役員)

第56条 本協会の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

1	設立時理事	滑川 敏明	2	設立時理事	山脇 栄
3	設立時理事	山田 政光	4	設立時理事	福井 浩史
5	設立時理事	片山 敏治	6	設立時理事	加藤 康之
7	設立時理事	米澤 康寧	8	設立時理事	荒屋 寛
9	設立時理事	高林 雅則	10	設立時理事	吹上 精一
11	設立時理事	対馬 文博	12	設立時理事	船木 裕一
13	設立時理事	工藤 尚	14	設立時理事	大石橋 計幸
15	設立時理事	星野 邦雄	16	設立時理事	近田 英人
17	設立時理事	越智 敏博	18	設立時理事	阿部 義秀
19	設立時理事	宮武 宏行	20	設立時理事	新谷 和彦
21	設立時理事	前田 圭	22	設立時理事	駒井 勝
23	設立時理事	江良 敏文	24	設立時理事	山戸 雅春
25	設立時理事	川端 昇	26	設立時理事	小野寺 智哉
27	設立時理事	橋本 博司	28	設立時理事	伊藤 浩士
29	設立時理事	鈴木 則和	30	設立時理事	池田 清朗
31	設立時理事	佐賀 主昌	32	設立時理事	田川 純平
33	設立時理事	工藤 彰一	34	設立時理事	神谷 智昭
35	設立時理事	松原 新史			

設立時代表理事 滑川 敏明

1 設立時監事 山下 卓 2 設立時監事 今枝 映人

(設立時社員の氏名及び住所)

第57条 本協会の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

1 設立時社員 滑川 敏明
2 設立時社員 山脇 栄
3 設立時社員 山田 政光
4 設立時社員 福井 浩史

(※ 個人情報保護のため、住所記載は省略させていただきます)

(法令の準拠)

第58条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人札幌地区サッカー協会設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成28年3月9日

設立時社員 滑川 敏明

設立時社員 山脇 栄

設立時社員 山田 政光

設立時社員 福井 浩史

平成28年4月1日 施行

平成28年6月11日 一部改正

平成29年6月11日 一部改正

令和 7年6月29日 一部改正